

旧山武西小学校跡地利活用事業者選定審査会設置規程

(設置)

第1条 旧山武西小学校跡地利活用事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定するため、旧山武西小学校跡地利活用事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 応募書類の評価及び事業者の選定
- (2) その他公募型プロポーザル方式を実施する上で必要な事項

(組織)

第3条 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、総合政策部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、審議を行うために必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第5条 審査会の委員長、副委員長及び委員並びに審査会に出席した関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行し、事業者が選定された日の翌日にその効力を失う。

附 則（令和4年8月17日訓令第14号）

この訓令は、公示の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

別表（第 3 条関係）

委員	政策調整監 総務部長 市民部長 保健福祉部長 産業振興部長 建設環境部長 教育部長 財政課長
----	---